

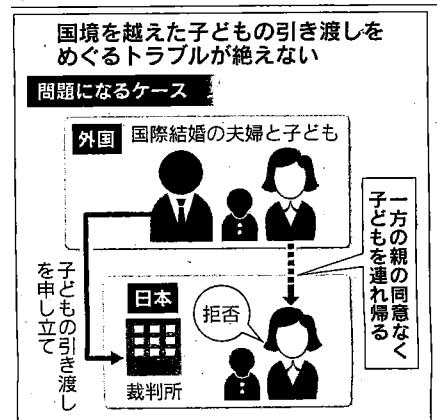
# 子連れ戻し親不在でも

## 国境越え強制執行、法改正へ

法務省は国際結婚の破綻などで一方の親が母国に連れ帰った子どもを元の国に連れ戻すための関連法改正を検討する。虐待などの危険があるてもすぐに保護できないとの日本への国際的な批判に対応する。2019年にも国境を越えた子の引き渡しを定めるハーグ条約に沿った国内の関連法改正をめざす。

## 法務省ハーグ条約に対応

上川陽子法相は26日の閣議後の記者会見で「国際的な子の引き渡しについて、必要な規律の見直しを検討する」と明らかにした。連れ帰った親がその場にいない場合の引き渡しに関するハーグ条約には一方の



### 関連法改正に向けたポイント

- ・執行官は、子を連れ帰った親がいなくても、申し立てた親がいれば子を保護できる
- ・子に急迫の危険がある場合や、制裁金の効果が見込めない場合、すぐに保護できる
- ・連れ帰った親の住居以外でも、子の心身への影響を考慮した上で保護を認める
- ・子を力強く連れ出せない

連れ帰った子どもを、元の居住国に戻す強制執行の手続きがある。もう一方の親の申し立てで家庭裁判所の執行官が代わりに子を保護し、元の国に連れ戻す。日本は14年に加盟した。

現在の日本のルールは連れ帰った親がその場にいる場合に、親がもう一方の親の同意なく子どもを連れ戻す。日本は14年に加盟した。

いなければ、家庭裁判所の執行官は子を保護でき、強制執行による子の保護は、引き渡しに応じない親に制裁金を科し、国境を越えた紛争も

されかが外国人の国際結婚は1989年以降、2016年まで2万件以上で推移している。グローバル化で多様な家族が増え、国境を越えた紛争もた上で一定期間が経過した時に限っている。こうした日本独自のルールは引き渡しまでに時間がかかる。

厚生労働省の人口動態調査によると、夫妻のいな

ルールは①連れ帰った法務省が検討する新たなルールは②連れ帰った親が経済的に裕福または極端に困窮しているなど、制裁金を科しても引き渡しに応じないとみられる③虐待や育児放棄などが、子どもへの急迫の危険を防止する必要がある場合にも強制執行を可能にする内容だ。執行官は申し立てをし、親がその場にいれば子を保護できるように

連れ帰った親が自分以外の住居に子をかごまない、連れ戻しに同意しない、連れ戻しを拒否すれば、強制執行できない。連れ戻された親が故意に隠れてしまえば保護はできなかつた。申し立てた親が連れ戻しを拒否すれば、強制執行できない。連れ戻された親が故意に隠れてしまえば保護はできなかつた。申し立てた親が連れ戻しを拒否すれば、強制執行できない。連れ戻された親が故意に隠れてしまえば保護はできなかつたりすれば、強制執行は認められない。

た親が元の国で子どもの世話を教育などをしていなかったりすれば、強制執行できないとして5月に日本を「条約の履行国」と認定。国際的な非難が高まっていた。

これまでの間違った執行官の手続が、元の親が元の国で子どもの世話を教育などをしていなかったりすれば、強制執行できないとして5月に日本を「条約の履行国」と認定。国際的な非難が高まっていた。